



日光市立大沢小学校いじめ防止基本方針

日光市立大沢小学校
令和2年2月策定

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての大沢小学校の考え

- ①「いじめ」は絶対に許されないという認識のもと、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有します。
- ②いじめはどの児童にも起こり得るという認識をもちます。
- ③すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に全教職員で取り組みます。

2 いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

【「いじめ防止対策推進法」第2条より】

3 組織的な対応に向けて…校内体制（いじめ防止対策委員会）

委員会は、校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学習指導主任、学年主任、養護教諭、保健主事、人権教育担当、教育相談担当、道徳教育担当（道徳教育推進教師）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの他、校長が指名する職員によって構成します。

4 いじめの未然防止に向けて

- (1) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- (2) 保護者並びに地域の皆様、その他の関係者の方々との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行います。
- (3) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、教科道徳、学級の時間等を積極的に活用します。

5 いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査やその他の必要な措置を行います。
- (2) いじめ調査実施後、教育相談を実施します。
- (3) 児童及び保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう「相談体制」の整備を行います。
- (4) 相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携のもとにいじめを受けた児童の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮します。

6 いじめの事案対処に向けて

(1) 組織的対応

発見・通報を受けた場合には、学校における「いじめ防止対策委員会」にて情報を共有し、速やかにいじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に報告します。その際、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。

(2) 被害児童とその保護者への支援

被害児童から 事実関係の聴取を行うとともに、その自尊感情を高めるよう留意します。被害児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、被害児童の安全を確保します。

(3) 加害児童とその保護者への指導・助言

加害児童に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体・財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。また、いじめの背景にも目を向け、加害児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮します。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。保護者には、事実に対する理解や納得を得た上、以後の対応を連携して適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

(4) その他の児童等への指導

いじめを傍観していた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。いじめに同調していた児童に対しては、同調はいじめに荷担する行為であることを理解させます。学級全体に、いじめを根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。

7 いじめの解消に向けて（いじめに対する措置）

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- (3) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずることも検討します。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、日光市教育委員会及び今市警察署等と連携して対処します。

8 いじめに関する相談について

学級担任、学年主任、児童指導主任、その他、全職員誰でもお受けいたします。些細なことでも遠慮せずに、いつでもご相談ください。

<以下の外部機関でもいじめに関する相談を受け付けています>

○ホットほっと電話相談

(子ども専用24時間受付) いじめ相談さわやかテレホン028-665-9999

(保護者専用) 月～金 8:30～21:30 家庭教育ホットライン028-665-7867

○日光市教育委員会事務局学校教育課教育指導係0288-21-5181

○いじめ不登校対策チーム(上都賀教育事務所内) 0289-62-0162

○日光市家庭児童相談室0288-30-7830